

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-3（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/45931">http://hdl.handle.net/20.500.12000/45931</a>

印  
紙  
用

110  
7  
2  
3  
7  
1

秘  
無期限

一九六九年十二月

沖縄の返還について（案）  
I 日米共同声明の正しい読み方  
佐藤総理大臣、愛知外務大臣は語る

外務省

（注）本文中傍線の部分は、本印刷の際はゴシック活字とする予定

目 次

はじめに

一 佐藤総理大臣の沖縄百万同胞に贈る言葉

二 共同声明についでの説明

○ ネタル・ワシントンにおける邦人記者会見における佐藤総理大臣冒頭発言

○ 第六十二回臨時国会における佐藤総理大臣の所信表明演説 (抄)

○ 第六十二回臨時国会における佐藤総理大臣の答弁 (抄)

○ 共同声明に関する愛知外務大臣説明要旨

○ 愛知外務大臣と福良行政院主席の問答

○ 共同声明全文

三 その他の参考資料

○ ナショナル・プレス・クラブにおける佐藤総理大臣演説 (抄)

○ フォリン・アフェアズ(一九六九年)十月号掲載の愛知外務大臣論文

「日本・愛知の歴史と伝統」 (抄)

○ 沖縄問題に関する歴代日米首脳者共同声明 (抄)

はじめに

一九六九年十一月十九日<sup>日</sup>から二十一日までの間ワシントンで行なわれた佐藤栄作総理大臣とリチャード・ミ・ニクソン米國大統領との間の日米首脳会談の結果、沖縄の七二年・持續き・本土並み返還が決り、二十一日発効の日米共同声明でこれが明瞭されました。戦争で、しかも戦史上稀にみる激戦で、失つた領土が平和的を話し合ひで返されるということは、世界の歴史にもほとんど例をみない画期的な大事業であります。この輝かしい成果は、日米友好協力関係の強さを示し、今後七〇年代の兩國関係を磐石の基礎の上におくこととなりました。と同時に、自分の一世經にも及んで祖國と分離された沖縄県民の労苦にちかひるためには、政府は今後二年の復帰準備期間を機力的に使い、盛んを明日の沖縄県返還の土台として経済関係しきしつかりと進めていかねばなりません。さらに政府は、復帰後の米軍のあり方を構する地位協定の適用の準備を推し進め、基地

の存在からくる問題、ひいてはいわゆる人権問題の解決に向つて努力しなければなりません。このため沖縄に日本の大使館の設けられたいと、米国の袁家列島高等弁務官からなり、琉球政府行政主席を顧問として県民の声を反映する仕組みの「準備委員会」が、従来の日本琉球調査委員会に代つて設けられることと共同声明で定められております。これはすでに準備も進められ、速かち活動を開始することとなります。また沖縄の一九七二年中の返還を正式に実現するため、東京で日米両政府の間で沖縄返還協定を締結するための交渉が、これまで速かち準備されることとなつています。また共同声明には特にふれていませんが、復帰の前には県民の声を中央政府に十分反映するための「自治参加の準備」についても、これから政府・国会の手で積極的に努力することと、佐藤総理大臣の口から明かされてきています。かくのごとく、沖縄地とつて非常に重大な時局の幕あけに當つて、沖縄県民としては、共同声明に盛り込まれた日米の合意事項や、それが

國民全體、さもては神國にとつて、國民一人一人にとつてどりいり意味があるのか、十二分に説明を受ける権利があります。殊に共同声明は、自由世界で裏書きをなす大國の首腦同志の談合にてよさおしく、格別高い外交的表現で神國に送られています。この内容を少しでもわかりやすく翻譯し、國民一人一人の理解を深めることは、当然に要請されるところであります。さらにはこれから母なる日本のよところを説き、アジアの雄邦——一九八〇年代には日本の経済力がソ連を凌駕することは確実といわれてます——の國民として世界の大舞臺に乗り出して行く國民にとつて、國際政治の本質がよれる絶好の機会でもあります。また世上一部の共同声明や日米首腦会談についての若干の誤解の是正も必要でありましよう。

よつて、ここに政府の最高責任者である佐藤首相大臣や要領外務大臣が、自らの言葉で語つた共同声明についての説明、その説明録の録音等を録録して、大方の皆様が共同声明を正しく讀まれるため





一、佐藤総理大臣の沖繩百万同胞に贈る言葉

沖繩<sup>總</sup>百万同胞の皆様

私とニクソン大統領との会談の結果、沖繩県民の皆様をはじめとするわが国全国民の年来の念願でありました沖繩の祖国復帰が、一九七二年中に「核抜き、本土並み」という国民の総意にそつた形で実現することになりました。復帰のための努力を続けてこられた沖繩県民各位の強い御支援の賜物であります。

沖繩の祖国復帰は申すまでもなく、第二次大戦後四半世紀にわたつて本土、沖繩の一億国民がいだき続けてきた民族的悲願でありました。かつて私が沖繩を訪問した際「沖繩の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとつて戦後は終らない。」と申しましたように、沖繩の施政権返還問題は、政治の最高責任者としての私にとつても最

一九六九

年十一月二十一日 於ワシントン

大の課題であつたのであります。私は日米首脳会談を終つた今、ただ感慨無量であります。

今回の沖縄返還についての日米両国の合意は、過去四半世紀にわたる日米両国の友好と信頼、理解と協力があつてはじめて達成された成果であり、同時に、これは将来にわたつて日米両国の協力関係が不動のものであることを実証してあますところがないと思つてあります。

さて、一九七二年に沖縄を日本に返還するという合意ができた以上、今後は本土、沖縄双方が相協力し、全力をあげて復帰準備に万全を期することが大切であります。

まず沖縄の施政権を日本が必ずりうけるためには、沖縄の返還協定をはじめ、今後日米間で話合わねばならない数多くの問題がありますが、これらは日米の外交ルート、沖縄に関する日米協議委員会及び今後沖縄に新設することとしている高等弁務官及び日本政府代

表よりなる機関を通じて解決して行くこととなることは申すまでも  
ありません。大切なことは、沖縄内政上の問題であります。なんと  
いつても二十五年間米國施政権下におかれてきた沖縄は、本土の県、  
市町村と比較して制度面で大きな相違があるのみならず、内容にお  
いてその行政及び住民福祉の水準に大きな格差があります。これを  
近々二、三年のうちに立派な沖縄県の県造りをし、行政及び住民福  
祉の水準を本土並みにして迎へ入れることは容易な事業ではありま  
せん。しかし、私は、沖縄同胞の皆さんと協力して、明年度以降沖  
縄援助費を大巾に拡充強化し、本土沖縄一体化の施策を強力に推進  
し、この難事業の達成を期する決意であることを申し上げたいので  
あります。

また、沖縄の本土復帰に伴い、沖縄経済界には復帰後の沖縄経済  
について不安が高まっていると聞いています。沖縄は長い間独自の  
経済単位を形成し、繁栄してきたのであります。本土復帰後は日

本経済の中に統合され、その一環としての役割りを担なうこととなるのでありますから、私は当面の措置として、本土復帰に際し沖縄経済が急激な変動をきたさないよう、沖縄の特殊性を考慮した特別措置ないし過渡的経過措置について検討を加える一方、長期的には日本経済の一環としての沖縄経済の新たな役割りを探求し、沖縄の長期開発構想を樹立して、沖縄経済の振興に努力するつもりであります。また、以上の沖縄の復帰準備施策を総合的、計画的、かつ、強力に遂行するため、明年度において必要な行政機構を新設整備して、これに当らせる決意であります。

最後に、沖縄の祖国復帰対策を樹立するに当り、沖縄住民の意志を国会に反映させることの重要性を私は痛感しております。沖縄の本土復帰のメドが確定した現在、できうる限り早い機会に国会において沖縄住民の国政参加が決定されるものと強く期待するものであります。

私はこの機会に、琉球政府及び沖縄住民の方々が沖縄の本土復帰にそなえて、一致協力して創意と工夫をこらし、明日の沖縄県を築くため英知を結集されることをお願いするとともに、沖縄の祖国復帰という世紀の大事業が、本土と沖縄の官民一致の協力によつて立派になしとげられることを信じて疑いません。

沖縄の施政権返還について日米両国の合意が行なわれたこの記念すべき秋に当り、私ははるかに沖縄百万同胞の皆さんに思いをはせ、謹んで御挨拶を申し上げる次第であります。

## 三、共同声明について、説明

○↑ 佐藤総理大臣のホテル・ワシントンにおける邦人  
記者会見冒頭発言

↑ (沖縄返還の意義)

一九六九年十一月二十一日

只今終りました三日間にわたるニクソン大統領との会談を通じて、沖縄が一九七二年中にわが国に返還されることに基本的な合意をみたことをまず国民の皆様へ御報告いたします。

沖縄の祖国復帰は、サン・フランシスコ平和会議以来のわが国政府、国民をあげての努力が結実したものであり、感慨無量であります。これも一重に沖縄県民の皆様をはじめとする全国民の強い御支援の賜物と深く感謝いたします。

また、私は、日本国民の多年の宿願にこたえて、沖縄を日本に返還するとの歴史的決断をされたニクソン大統領並びに米国民に対し、衷心から敬意と感謝の意を表したいと思えます。

戦争で失った領土を話し合いを通じて回復することは、世界史上

たぐい稀なことであります。これを可能にしたものは、日米両国間の強い友好信頼関係であります。また、その背景には自由を守り、平和に徹する日本国民に対する友邦米国の理解と適切な評価があつたと信じます。

私は、これにより日米友好関係はかつてないほど固い磐石の基礎の上に、おかれ、一九七〇年代及びその以後永きにわたりアジア、太平洋地域をはじめ全世界にわたつて、友好と信頼を基調として相協力することとなると確信します。

↑  
(合意の内容)

今回、私とニクソン大統領の間で合意した沖繩返還の大口は、一九七二年中に沖繩が、核兵器の全く存在しない形でわが国に返還され、返還後の沖繩には、日米安保条約及びその関連取極が、そのまま本土におけると全く同様に適用され、事前協議についても、なんら特別の例外を設けないということであります。これは

まさに政府の対米交渉の原則がすべて貫かれたことを意味します。核兵器についてのコミュニケの表現は、これら兵器の撤去を意味しております。また一九七二年中の返還は、復帰によつて沖縄県民の生活に混乱を起さないよう、施政権の移転が円滑に実現する最少限の準備期間を確保するとの考慮に出たもので、実質的には「即時返還」と同じであります。なお返還に当つてなんら特別の条件はついていないこともはつきりしております。

返還後 沖縄の米軍基地は安保条約による施設・区域となり、米軍の兵員は地位協定により本土におけると全く同様の立場におかれます。而してこれら基地の極東における戦争防止機能が引続き有効に維持されることが、わが国の国益にとつてきわめて重要なことは申すまでもありません。私とニクソン大統領は、この機会に日米安保条約の堅持の意図を相互に明らかにしましたが、同条約の運用に当つて、極東の平和と安全なくしては、わが国の



安全も十全を期しえないとの認識に立つことが必要であります。特に韓国に対する武力攻撃が万一発生すれば、これはわが国の安全に重大な影響を及ぼすものであり、事前協議が行なわれる場合には、このような認識の下に政府の態度を決定することが、わが国の国益に合致する所以であると考えます。また、台湾地域に対する武力攻撃発生という事態は、わが国を含む極東の平和と安全を脅かすこととなるので、わが国としてはこのことを十分認識しておく必要があらましようが、幸いにしてかかゝる事態は予見されないのであります。

### 早急（復帰準備）

いよいよこれから米國政府との間に施政權返還協定締結のための交渉に入るとともに、本土と沖縄の双方において沖縄の本土復帰のための準備に着手するわけであります。私は、これらを通じて沖縄県民の民意が十分反映されなくてはならず、そのためには

すでに米國との間に合意すみの国政参加を早急に実現することが必要と考へております。また施政権返還前における復帰準備については、米國政府との十分な協力が必要であり、今回、復帰準備に関する日米協力のための機構の新設、整備につき意見の一致をみたのもこの見地にたつたものであります。

復帰準備は、將來の沖繩県造りの第一歩であります。私は、沖繩県民の民生福祉の向上、沖繩経済の振興を通じて、「豊かな沖繩県」を造ることを目標に、政府を挙げて努力する決意であります。このために沖繩県民はもとより、本土国民各位の御協力をお願いする次第であります。

○ 第六十二回國會における佐藤内閣総理大臣  
所信表明演説(抄)

(一九六九年十二月一日)

第六十二回國會が開かれるにあたり、所信の一端を申し述べたいと思ひます。

わたしは、今般米國を訪問し、ニクソン米大統領と親しく会談いたしました。その結果、沖縄は、一九七二年中に返還されることとなり、長きにわたる日本國民の一致した願望が遂げられました。ここに訪米の成果を報告することができるとは、まことに喜びに堪えません。

およそ戦争によつて失つた領土を平和裡に回復するといふことは、世界の歴史上たぐいまれなことがらであります。香港、小笠原に引き継ぎ、今回話し合ひによつて沖縄返還の實現をみることをなつたのは、日米兩國間の信頼と友好關係に達づくものである

ことは申すまでもありません。また、戦後の荒廃の中から立ち上がり、平和と民主主義を基盤とする新しい国家体制を築き上げ、かつ、ここまですべて国力を充実するとともに努力した日本民族の英知と勲勉のたまものであります。とくに、二十余年の長きにわたつて祖国復帰を熱望し続けてきた沖縄同胞の心情を思ふとき、わたくしの感慨はまた一しおなものがあります。今日まで沖縄返還のため、あらゆる分野において<sup>全</sup>力を傾倒された関係者各位に心から感謝の意を表する次第であります。

今回、わたくしとニクソン大統領の間で合意した沖縄の施政権返還の大綱は、今次の共同声明に明らかなど多く、被抜き、本土並み、一九七二年返還というところであります。

被兵器の問題については、ニクソン大統領は、被兵器に対する日本国民の特殊な感情およびそれを背景とした政府の政策に深い理解を示し、この政策背離しないよう実施することを確約いたし

ました。沖縄は、被兵器なしに返還されることとなつたのであります。

また、日米安保<sup>全</sup>保証条約およびその関連取極めはまんら変更されることなく、本土と全く同様に沖縄に適用されます。

さらに、一九七二年返還ということは、施政権の円滑な移転のために必要な期間を考慮すれば、即時返還と全く同様であります。すなわち、わが國の基本的立場を十分貫いて沖縄返還を実現し、ることになつたのであります。

政府は、これから米國政府と具体的な返還協定締結のための交渉にはいりますが、それと併行して、沖縄の復旧が、沖縄同胞にとつて最も円滑に実現するよう準備を進めてまいります。これらの復旧準備は、沖縄県づくりの第一歩であります。この見地から政府は、真に豊かな沖縄県をつくることを目標に、政治、経済、社会、教育、文化等あらゆる面にわたり、積極的な一体化施策を

請じてゆく考えであります。これがため、沖縄県民の意志が十分  
反映するより、國政参加を早急に実現することが必要であります。  
各位のご協力をお願いいたします。

会談のもう一つの重要な成果は、一九七〇年以降も日米安全保障条約を堅持することを相互に確認し合つたことであります。共同声明に明らかなとおり、会談の基調は、國際間の緊張緩和への努力の必要性に対する強い共通の認識であり、国際間の緊張緩和への努力を抑止する強い決意と不断の努力があつてこそ、はじめて緊張緩和が可能となるのであります。

これまでも繰り返し述べてまいりましたように、わが國の安全は極東の平和と安全なくしては、十全を期し得ないのであります。とくに、韓国や中華民国のよき近隣諸國の安全はわが國の安全化とつて重大な關心事であり、万一これが侵されるような事態が発生すれば、まさしくわが國の安全化とつて由々しきこと

であります。このよきな場合には、事前協議を適正に運用し、前向きな態度をもつて事態に対処することは当然であります。わたくしは、わが国の自由と平和を確保するため、日米安全保障条約が、今後ともその機能を十分発揮しうるよう努力してまいらる決意であります。

(略)

経済力の画期的な充実と国際的地位の目覚ましい向上を達成することのできた一九六〇年代は、国民の懇願であつた沖縄返還の実現とともに過ぎ去るうとしております。名実ともに一本立ち成長したわが國の国際的責任は、国力の増大に伴つていよいよ重くなつてまいりました。

(略)

○ 第六十二號 臨時國會に於ける佐藤總理大臣の各黨代表  
質問に対する答弁（抄）

昭和十四年十二月二日

(4) (七二年返還についての附合の内容及び整理の所信)

神羅の返還については「核抜き、本土並み、七二年」という、  
政府の基本的立場は、全面的に貫徹することができました。共  
同声明に明記されているとおりであります。

この点について私はエクソン大統領の勇断、米國政府、議會  
および米國國民が示した友好と信頼と善意を深く多とするもの  
であります。

これこそ今後日米關係を永きにわたり礎石の垂礎の上に置く  
ものであると確信いたします。

これから日米兩國政府の間で協議に入る返還協定の内容は、  
複雑多岐に亘ることが予想されますが、早急に交渉を開始し、



一九七二年中の返還実現に万全を期す所存であります。

また、ダイエトナム戦争の継続が七二年返還の障りになるのではないかとの懸念が一部にあるようですが、ダイエトナム戦争の帰趨にかかわりなく、沖縄は一九七二年中に返還されるのであります。

もとより日米両国ともダイエトナム戦争の早期終結を強く希冀しており、また、一九七二年まで戦争が継続するとは予想されませんが、米國政府としては現時点で戦争継続の可能性を一方的に排除したり、あるいは排除しているよりな立場を公にはとり得ないという点に対し、当方の懸念を示したのが、共同声明の文言であります。万一不幸にして返還予定時に於いてもダイエトナム戦争が起きている場合にはこれに如何に対処するかをその時の情勢に照らして協議しようというのであります。七二年返還そのものに影響を与えない事柄ではございません。

(4) (核の再持込み問題)

沖縄の核兵器を撤去するといふことは、米國の最高責任者であるニクソン大統領の難約でありますから、全く疑問を懐す余地はありません。

核の問題は、大統領の専決権に属する問題であるだけに、交渉の過程において最後まで煮つめることのできなかつた最大の問題でありました。

しかし、ニクソン大統領は、私との会談で核兵器に対する日本國民の特殊な感情とこれを背景とした政府の非核三原則に深い理解を示し、自らの決断によつて、明確な約束をしたのであります。

さらに申せば、事前協議制度に関する米國政府の立場を善することなくといふ表現は、返答後の沖縄への核兵器の導入については、本土と同様安保条約に基づき事前協議の対象となるべ

憲法上のものであるといふ米國政府の立場を念のため確認した  
ものであります。政府は、非核三原則を沖縄を以ても堅持す  
ることをご希望とくは明らなにしてあります。

四 ( 連 繫 的 な 本 土 並 み )

等 諸 島 諸 離 陸 地 を 含 め て 安 保 条 約 と そ の 關 連 取 り 決 め は、 本 土 と 同 様 な ら ば の 例 外 も、 差 別 も な く、 全 面 的 に 沖 繩 に 適 用 さ れ ま す。

し た が つ て、 返 還 後 の 沖 繩 に 對 け る 米 軍 海 地 が 自 由 使 用 さ れ る こ と は あり ま せ ん。

ま た、 ご 指 摘 の よ う に 沖 繩 の 米 軍 が わ が 國 を よ び わ が 國 を 含 む 極 東 の 安 全 と 平 和 の 維 持 に 重 要 な 役 割 を 果 して い る こ と は 申 す ま で も あり ま せ ん が、 こ の こ と は、 安 保 条 約 を よ び 國 産 取 り 決 め が な ら ば 差 別 な く 差 別 も な く 沖 繩 に 適 用 さ れ る こ と を、 形 式 的 に も 実 質 的 に も 修 正 す る も の で は あり ま せ ん か ら ち 心 配 いた だ き たい。

共 同 理 由 に 基 づ け ら れ た と 考 え て あり ま す。

（事前修繕）

専断的強制をそのまま沖縄に適用してもわが國を含む極東の安全に支障をきたすことはないかとのおたずねであります。その点は心配ありません。

わが國としては、自國の安全保障の見地から極東の近隣諸國の安全に重大な關心を持たざるを得ないことは当然であり、さればこそ日米安全協定締結第六条に基づき、極東における平和と安全の維持のために米軍による艦隊・区域の使用を認めていふのであります。

このよりの政府の認識がある以上、沖縄運送によつて米國が負つてゐるアジアの平和運送という國際義務遂行の妨げとなることはないと思ひます。

また、わが國が置かれてゐる地理的地位を重視すれば、韓國や台灣地域の平和と安全が確保されること如何よりも望ましい

ことは明らかであります。かりにこれらの施設で重大な武力紛争が起れば、露露に直接著く重大事件となるのでありますから、事前協議に対して動向きの懸慮をもつて事態を対処するのは当然であります。

四 ( 艦隊の編制と安保経費について )

次に、沖縄返還によつて艦隊の編制が変わるなどの事をすね  
があまりありません。

結論的に言つて、変わらないのであります。

従来再三を亘つてお答えしているところ、安保条約という艦隊  
とは、艦隊の平和と安全という見地から日米両国共通の懸念の  
的となる区域ということであり、沖縄返還によつてヴェトナム

△等のいわゆる周辺地域を新に含まれることとはなりません。

また、沖縄の艦隊返還に伴つて同地域の防衛責任は、第一  
機能的に我が国が負うこととなるのは当然であります。しかしそ  
がら、これはあくまでも憲法の許す範囲内であり、返還後の沖  
縄に整備する防衛力は純粋に防衛的かつ局地的なもので限られ  
ることには変わりありません。

また、沖縄にある米軍の戦闘作戦行動のための発進は、事前

國體の忠實とあるのでもありますが、安全保障の任務は海軍の  
第一の任務と見なすべく、海軍の任務と見なすことにはな  
らざるを得ない。その中でも、海軍の任務は海軍の



出 (安保条約堅持と日米安保条約の締結について)

今回の私とニクソン大統領との会談の基調となつたものは、  
国際間の緊張を緩和しを付けねばならぬという共通の認識であ  
ります。

この点で世界最大の国力を持つ米国と自由世界第二位の蘇  
聯を持つわが國との基本的認識が一致していることは、まこと  
に心強いことであり、世界の平和維持に資する点が極めて大き  
いと信ずるものであります。

同時に、緊張緩和ということは、戦争を制止する強い決意と  
不断の努力があつてはじめて達成されるという厳しい現実をも  
見逃すことにはできません。

私は、日米安保条約が今後とも戦争制止力としての機能を十  
分発揮することを願ひ、これを達成した日本國民の英知と決  
めて敬意を表します。

四 (復讐準備)

一九七二年の返還時までには沖縄復讐の準備を完了しななければなりません。施政権の円滑な移転を確保するためにも日本側の緊密な協力がますます必要であります。

東京の総選挙委員会が復讐準備作業の全般に責任を負うとともに、沖縄で大使級の日本政府代表と琉球列島高等弁務官から成る復讐準備委員会を新設して万全を期することとなりました。これは復讐準備政府行政主席も参加いたします。

また、市民の選挙参加を早急に実現することが望まれますので、各位のご協力をお願いいたします。



共同声明に関する<sup>後知</sup>外務大臣説明要旨

昭和四十四年十一月二十一日  
（一九六九年十一月二十一日）  
共同声明発表後、ホテルワシントンで行われた後知  
外務大臣の共同声明に関する説明より

一（全般）

この共同声明は、日米両国共通の関心事に関する佐藤総理とニクソン大統領の会談内容を盛つたものでありますが、なんといつても沖縄の平和的返還という、世界史上稀な出来事についての基本的合意が特筆大書されるべき点であります。しかもこの返還に当り総理も述べたごとく交渉に当つての日本側主張たるいわゆる「七二年、核抜き、本土並み」の三つの基本原則をすべて実現することができたことも、沖縄県民をはじめとする日本国民の強い支援と、日米両国間の強い友好信頼関係の賜物であるとともに、わが国外交史上画期的な意義をもつております。今回の交渉を通じて米側は、当然ながら主に沖縄基地の抑止力維持に強い関心を

示し、特に核については、ワシントンでの両首脳会談においては、  
じめて結論ができたことは御承知のとおりであります。日米双方の  
当事者は両国共通の利害をふまえつつ、夫々の国益の命ずるところ  
に従い、辛禱強く一つ一つ問題解決の努力を重ね、誠意をもつ  
て交渉して参りました。その結果、時を同じうして貿易経済面に  
おいて困難な懸案を抱えつつも、領土問題といふいわば国家・民  
族の存立の基盤にもかかわる超重要事項について、日米双方の満  
足する成果を挙げることができたのであります。かくて日米両国  
最高首脳の名において、双方の政策上の見解と方針を記録にとど  
めたこの共同声明が出来上りました。沖縄返還問題は、これから  
交渉される返還協定によつて、わが国においては国会の承認を、  
米国においても議会の支持をえて法的に、かつ、最終的に取決め  
られますが、この共同声明に盛り込まれた事柄は、両国最高首脳の考  
え方の一致点を示すものとして最も強い政治的、道義的な力を持つ

ものであります。

全国民の悲願の実現の軌道を敷きえたわが国と、不自然な沖縄の地位とのかかわりを断ちえた米国とは、ともにうるるところ多大であり、これにより一九七〇年代に向つての日米関係は磐石の基礎の上におかれることとなりました。

## 二 (世界・アジアの平和と繁栄―第一、二項)

第一項と第二項は、共同声明全体の基調を示したもので、総理と大統領は、自由世界第一及び第二の経済的実力を持つ国同志にふさわしく、スケール大きく、かつ、七〇年代への長期展望に立つた話し合いにより、緊密な日米関係を出発点として、特に国際緊張の緩和、世界及びアジアの経済発展、民生安定への貢献を通じて、平和と繁栄に向つて協力することを明らかにしたものであります。

## 三 (極東情勢についての意見交換―第三項)

この項は安保条約でいうところの極東の安全。換言すれば戦争防止が、効果的な抑止力としての米軍の極東における存在によつて支えられているという現実に対する両首脳を考えを明らかにしたものであります。すなわち、総理は大統領が強調した極東の安全保障に対する米政府の基本的姿勢を支持しつつ、抑止力としての米軍の極東における存在を積極的に評価し、また効果的な抑止力の維持の必要という一般の見地から、米國が既存の防衛条約上の義務を、必ず守るといふ決意をいつでも実証しうるような態勢にあることが望ましいとの考え方を示したのであります。以上はいずれも米軍の極東における存在一般の評価を述べたもので、米軍の具体的な配備ぶりとか装備ぶりについて論じたものでないことはいうまでもありません。また共同声明のあとの部分に出てくる沖縄返還の態様、あるいは事前協議制の運用の問題と直接関係がないことも同様であります。

四 (地域別の情勢の検討) 第四項)

第四項は第三項を敷衍して、現に軍事的緊張または紛争が存する朝鮮、台湾及びインドシナ半島の各地域の情勢に関する両首脳の見解を記したものであります。韓国及び台湾についての総理の見解は、現在の極東情勢の下において、わが国が韓国及び台湾の安全を、日本の安全確保との関連で、一般的にどのようなように認識しているかを明らかにしたものであります。総理がすでに記者会見で述べたとおり、特に韓国に対する武力攻撃が万一発生すれば、これは当然わが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。従つて万一かかる事態が起つた際、これに対処するため、仮に米  
国より安保条約上の事前協議が行なわれれば、政府はこの一般的認識を判断の重要な要因として、その態度を決定することは、もとより国益上当然のことと考えられます。また、台湾地域に対する武力攻撃発生という事態は、幸いにして現在予見されませんも

の、これもわが国の安全にとって大変重要な要素であり、わが国はこのことを十分認識しておく必要があります。もとより国際緊張の緩和は日米両国の大きな目的であり、共同声明にも両首脳が中共がより協調的・建設的な対外態度をとることを期待する点で一致していることを記していることに御留意願います。

ここで一つ特に強調しておきたいことは、事前協議において政府がとるべき態度の決定は、あくまでわが国益、すなわち、日本の安全にとつて必要か否かの判断に立つて行なわれることで、米國が他國と防衛条約を結んでいるがゆえに当然に行なわれるものではない、ということです。共同声明の表現もまさにかかる見地に立つているものであります。

次に、アジアにおける現下の最大の問題の一つとして両首脳が取り上げたヴェトナム問題については、両首脳とも、沖繩返還までに戦争が終結していることを強く希望し、総理としてもイン



ドシナの安定と復興に果しうべき日本の役割りの探求に言及して  
います。日本政府としては、米国が和平実現のため真剣な努力を  
払っている以上、北越側にこれに應ずる誠意がある限り、返還時  
になつても平和が実現していないという事態は、実際問題として  
まず起りえないものと考えます。しかしながら、現在和平交渉中  
の米国としては、特定の時点までに戦争を必ず終結させると一方  
的にコミットしうる立場になく、可能性の問題としては、平和が  
実現していない事態を排除しえない事情も当然理解されます。よ  
つて、万々一このような事態となつた場合、具体的にいかなる選  
択がありうるかは、その段階で両国政府が諸般の情勢を十分考慮  
に入れつつ協議して判断すればよい、というのが本項のこのくだ  
りの意味であります。南ヴェトナム人民の民族自決の権利が確  
保されるような公正な和平の達成を期するという米国の基本政策  
は、わが国も従来から支持してきたところであります。このため

の米国の勢力に対し沖縄返還が具体的にいかなる影響を及ぼしうるか、影響ある場合にいかなる幾多の選択がありうるかは、現在の時点では判定しうるわけには行かないので、これを将来の万一の場合の協議にゆだねたのでありまして、ここにいう「協議」とは、安保条約に基づく「事前協議」ではありません。

以上の各地域についての意見交換を通じて、いうまでもないことながら、日本側としてはいわゆる「事前協議」に関する許諾の予約」を如何なる意味でも全く行なっていないという当然のことを、念のためつけ加えさせていただきます。

五 (安保条約堅持の意図表明―第五項)

この項で両首脳は、わが国はじめ極東の平和と安全の維持に大きく貢献している安保条約の堅持を、相互に表明し合つたのであります。これはもとより両国それぞれの条約の廃棄権を制限して条約の有効期間を固定するがごとき法的合意でないことは多言を要しません。また両国政府が今後とも通常の外交経路や安全保障協議委員会等を通じて従来から行なつてきた意思の疏通のための、緊密な相互の接触を続けて行くことに一致しましたが、これは今までと同様、流動的な国際情勢の下にわが国の安全の確保に万全を期するためであります。

六 (沖縄返還の時期―第六項)

この共同声明の一つの大きな柱ともいうべきこの項では、両首脳は、両国政府が沖縄の返還を一九七二年中に実現するため返還協定締結交渉を直ちに開始することに合意した旨明らかになされ

ています。

なお、協定案が出来た上は、米側は、その締結に当つて、議会の何らかの支持をうる必要があるので、共同声明において、その点に言及しておりますがわが国においては国会の承認を必要とすることは申すまでもありません。なお総理が述べたように、いわゆる復帰ショックをなくして、沖縄県民の皆様が安心して日本に帰つて頂くことを考えれば、この程度の準備期間は必要であり、この点を考慮すれば、七二年中の返還は、実質的には「即時返還」と同じであります。

なお本項での文言は、お氣付のことと思ひますが、昭和四十二年の佐藤・ジョンソン共同声明のうちの小笠原返還に関する合意の部分と全く同じ表現が使われていることに御留意願います。同じく当然なことは、返還後わが国の領域に戻つた沖縄の局地防衛責任が日本に帰すること、政府は最然のペースで徐々にこ

れを實現して行く考えであります。現在のよ様な極東情勢の下において、沖繩における米軍基地が重要な役割りを果していることは申すまでもなく、今後とも引続きその機能を有効に發揮することはわが国の安全にとつて極めて必要であります。しかし、これらの基地は復帰後は、本土と同様に、すべて安保条約に基づき施設区域として地位協定に従い日米間の合意によつて使用を許されるのであります。従つて既存の米軍基地がそのまま既得権として存続するのではないことは自明の理であります。

七

（沖繩返還の態様―第七項）

この項と次の第八項は、沖繩の本土並み返還につき両首腦の意見が一致したことを明らかにしたもので共に、共同声明の中核的部分の一つであります。両首腦の話し合の結果はすべて、共同声明にもられており、秘密の了解というようなものはありません。この項に明らかかなように現行安保条約及び関連取決めはそ

のままなんの特別取決めなしに沖縄に適用されるという、わが国の基本的立場を米国が受入れたことがはつきりしました。かくして返還後の沖縄に事前協議制が全面的に適用されますので、いわゆる「自由使用」「自由発進」などは全くなくなります。ここにいう「関連取決め」とは安保条約とともに国会の承認をえている条約第六条の実施に関する交換公文、すなわち事前協議の取決めとか、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文及び地位協定をさすのであります。これに関連して、総理は極東諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした上、かかる認識に照らせば、本土並みの態様による沖縄の返還は、米国が極東諸国の防衛のためを負っている国際義務の效果的遂行の妨げとなるようなものではない旨の見解を表明し、大統領が同意見の旨述べております。このことは当然ながら個々の具体的事態につき事前協議の際の許

諸をあらかじめ予約したり保証したことでございませぬ。

なお、地位協定の適用により、沖縄の米軍は本土と全く同様の立場におかれることとなります。従つて沖縄の基地問題及びいわゆる「人権問題」ははじめて本土と同じ立場に立つて処理されることとなり、沖縄県民の権利が十二分に守られることとなります。また、基地の整理統合についても、地位協定により本土同様に合理的に対処しうることとなります。

以上を通じて、沖縄の返還は本土並みであり、沖縄が本土と差別されないことが明らかであります。

#### 八 (核問題―第八項)

この項も共同声明の柱の一つであつて、総理がわが国の非核三原則に基づき政策を詳しく述べ、これに対し大統領は深い理解を示し、この日本政府の政策に反しないように沖縄の返還を実施する旨を確約しております。すなわち、沖縄の核抜き返還が明らか

にされたものであります。すなわち、米政府の最高責任者である大統領の「確約」であるからには、返還時における核兵器の撤去についてこれ以上の明確な保証はないのであります。従つて返還後の沖縄にひそかに核兵器を存置しておくというよりな、いわゆる「核隠し」などは到底問題となりえないことは、私から事新しく申上げるまでもありません。なお、事前協議制度のもとでは、核兵器の日本（本土及び返還後の沖縄）への導入は法的に禁止されるということではなく、ただ日本政府は現在その政策たる非核三原則により、これを断るといふ方針をとつています。従つて事前協議の対象となるべき性質の問題であることは変わらず、米政府の立場としてこれを確認したのが、「事前協議制度に関する米政府の立場を害することなく」との表現であつて、これによつてわが方が「有事持込み」を認めるといふ保証を与えたものではありません。



## 九 (財政經濟問題—第九項)

この項は、沖縄の返還に伴い現地米國資産の対日移転、通貨の交換、現地米國企業の事業活動の取扱等に関するものであります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として日米間で具体的に話し合われることとなる旨を述べています。なお、私としては、現在沖縄で正當に従事している米國の企業等について、復歸に際し衡平に取扱うことが必要であると考えており、そのような考え方は米國にも十分伝えてあります。

六 (復帰準備—第十項)

戦後四半世紀にわたつて法律、政治、経済、社会等あらゆる分野で日本本土と異なつた諸制度のもとにおかれてきた沖縄の復帰に當つて、県民の生活に無用の摩擦と混乱を起さないことは最も大切であります。このためすでに政府は格差是正を含む一体化政策によつて多くの措置をとつてきましたがいよいよ復帰が実現するこの段階においては、一層周到、かつ、十分にその準備を進め、万全を期すとともに、沖縄県民の民生福祉の一層の増進にとむべきであることは当然であります。他方、復帰実現の日までは米国は依然として沖縄の施政の責任を負つているのであります。このため両首脳は復帰準備に當つて、日米両国が緊密に協議し協力することに一致し、東京の既存の日米協議委員会がその全般的責任を負うとともに、現地において新に準備委員会を設置することに意見が一致しました。この委員会は従来の日米琉諮問委員

会と異なり、日米両政府の現地での最高級代表者たる大使級の代表及び高等弁務官をもつて構成され、かつ、全く対等に協議、調整することとなりますが、沖縄県民の意思が十分に反映されるため、琉球政府行政主席が顧問として参加する道が開けております。政府はこの委員会がなるべく早く発足して活動できるよう、その権限等の具体的事項を含め、必要な国内及び外交上の手続をとるつもりであります。準備作業は沖縄県の再建、その他中央、地方行政の整備、基地問題、いわゆる人権問題等の解決を可能にする地位協定の適用、法律・経済・財政その他あらゆる制度の本土との整一化等々万般にわたつての準備を含みます。政府は、この間施政権者たる米國と十分に意思を疏通しつつ、政府の現地の出先が琉球政府、その他沖縄県民側と協力して、総理のいう「豊かな沖縄県造り」の基礎として行けるようにする所存であります。

なお國政参加については、すでに昨年日米間で原則的合意に達

しており、この共同声明に特に言及されておりませんが、復帰までの大事な時期に当つて、一日も早く実現されるべきことはいうまでもなく、私としても、このため国内措置が速かにとられることを希望しております。

十一 (沖繩返還の意義) 第十一項)

第十一項は、沖繩返還の意義をうたつたものでありまして、特に説明を要しないと思ひます。

十二 (経済) 第十二項)

この項では、日米間の大きな問題となつてゐる貿易及び資本の自由化についての両首脳の見方が記されてゐます。この点を少しく補足して申し上げます。このようになります。

まず、日米貿易は、昨年は海洋をはさんだ二国間貿易としては史上最大の七〇億ドルに達し、資本と技術の交流も増大しておりますが、このような日米経済関係の成長と緊密化が前提となつております。

また、米国と日本は国民総生産において自由世界の一位と二位を占めていることに象徴されますように、両国は世界経済において重要な地位を占めており、このことから国際貿易通貨体制の強化に関する双方の責任が確認されたわけであり、これを更に関連して米国のインフレ抑制の決意が再確認されました。また米国の自由貿易堅持の姿勢が再確認されたことは喜ばしいことであります。すなわち、戦後の自由、かつ、開放された国際経済体制を創設し、この体制を維持、強化して行く上で常に原動力となつてきた米国が自由貿易政策を今後とも維持することを明らかにしたことは、世界経済の発展にとつても、わが国経済の拡大にとつてもきわめて重要なことであります。

わが国は従来から貿易及び資本の自由化を推進してきておりますが、国際社会の一員としての責任を果すとの観点からも、今後ともこの勢力を続けて行くとの決意を表明致しました。貿

易の自由化については、去る十月の関係閣僚協議会の決定を再確認し、さらに、貿易の自由化を促進するとの見地から、今後とも自由化計画の検討を続けてゆく旨明らかになりました。

以上のことは、日本政府が従来とつてきた政策の基本方針に  
そのものでありまして、沖縄返還と経済問題とを取引したとい  
うことでないことは言うまでもありません。

十三 (援助問題―第十三項)

この項で、両首脳は、開発途上国の経済開発は、先進国と開発途上国との共同の努力により進められるべきものであつて、いわゆる南北問題の解決なしには国際平和と安定はありえない、日米両国ともこういう共通の認識に立つて、開発援助に取り組もうと、いうことで、まず意見が一致しました。

さらにアジアに対して、わが国経済の成長に応じ、経済援助の量を拡大し、その内容を改善して行く意向であることは政府としてすでに繰返し述べているところでありますが、総理はこのようになわが国の意向を大統領に対してあらためて表明したわけであり、ます。

他方、大統領は、米国としてもこれまでアジアに対しては積極的に援助を行なつてきたが、今後ともこれを続けて行く考えであることを確認し、今後とも両国がアジアの経済開発をできるだけ助

けて行くことになりました。

特に、ヴェトナム戦争後においてヴェトナムその他の東南アジアの地域の復興開発をはかることが極めて必要であることを認め、日本としても、これに対しての協力を惜しまないことを明らかにしました。

#### 十四 (宇宙協力―第十四項)

総理は目下行なわれているアポロ十二号の壮挙につきお祝いと成功への期待を述べるとともに、科学の新しい分野であると同時に国際協力の重要な新分野となりつつある平和目的のための宇宙開発について、国際協力の推進は世界平和の推進につながるものであるとの共通の認識に基づき、大統領と意見の一致をみたのであります。

日米宇宙協力協定は、直接的にはわが国の宇宙開発計画の実施を容易にすることを目的にしますが、これにとどまらず、このよ



うな積極的な面における日米間の協力が行なわれることにより、日米友好関係を一層増進することに意義があります。

十五 (軍縮―第十五項)

「軍備管理」とは、軍備の質、量、開発、展開、使用などを含む軍備政策になんらかの規制を行なうことであり、核実験の停止とか核兵器の海底設置禁止がこの中に入り、「軍拡競争の抑制」とは軍拡のスピードを相互に落とそうというもので、米ソのヘルシンキ交渉はこれに入ります。わが国としても、この交渉の成功を強く望んでいます。単なる軍備制限では満足できず、全面完全軍縮を目標として、効果的な軍縮措置（たとえば化学細菌兵器の禁止、核兵器の制限）を進めることに強い関心を持っている旨総理が述べたのであります。

○ 愛知外務大臣と厚生行政主席の間接

(一九六九年十一月二十八日の愛知外務大臣と厚生行政主席の会談の記録より)

(厚生主席)「愛知大臣のこのたびの訪を謝した後」

大臣からワシントンからの国際電話で、佐藤・ニクソン会談の模様について、いろいろ話を聞かせていただいたことについて感謝している。また佐藤総理が結構面の整った、経済面での保障、国政参加等について強い決意を示されたことも感謝している。沖縄県民にはやはり今回の共同声明について若干の懸念があるので、「核抜き」、「5%の自由増進」の問題について、政府のいうとおり大丈夫なのか確認したい。また共同声明が安保堅持を懸え、沖縄基地の重要性を認めている以上、沖縄の大規模な、かつ、密度の高い基地が安保条約を前提に固定化され、従ってそれか~~か~~生ずる公害や人権問題も固定するのではないかと懸念される。

（愛知大臣） 被兵器の問題は、最も苦心したところだが、大統領の強い約束を備じてよい。目に見えて被兵器撤去の実績が上がるだろう。有事持込みの締約云々といわれるが、そのような締結の取決めるは口頭でも文書でも全く存在しない。米國が被持込みについてわが國に譲渡協議を求める機運は有している点は、米國政府の國內の立場を考慮して入っているが、米國はわが政府の非核三原則をよく理解しているし、韓・アイゼンハワー共同声明も生きている。これらの点については懸念の機会をおける所信表明を避けて逐次説明して行く。

二 五五については、米國も七二年までにサイエトナム戦争が終ることを欲しているが、戦争当事者としては今はなんともいえない事情にある。しかし、沖縄の七二年返還は決まっている。だからその点は心配ない。米軍再駐の「改めて懸念する」といふのは、「その懸念とつくりと懸念を解消しよう」といふこと

とであつて、日米の親善を今から「イエス」といつてゐるの  
はなから、近衛政府が國境をよの神懸からの親善を許すことは  
體上考へられるであらうか。

三 蓋越問題については、日米安保条約の體裁が合意され、その  
もとで地位協定が沖繩にも適用されること本はつきりしてゐる。  
七二年まで復讐準備のため日米両政府が意思を疎通し、蓋越問  
題も含めてゆるゆる話し合つて行くレールもしまかれて行くであ  
らう。今の時点で英米同盟に蓋越の減少等を望むのは時期尚早  
なので入つてゐないが、今後はこの点も十分に考へて行かぬは  
なからない。

四 日本政府としても、今後「蓋越を沖繩保護地」のために全力  
をあげて努力して行く。復讐準備のための日米協定のために沖繩  
に設けられることとなつた準備委員会の作業については、屋  
内主席の協力をお願いする。準備委員会の運営にあつても、

主幹の運賃力が高くなるように運賃して行くのは当然である。

○ 運賃率について、政府は暫時的に取組んで行く。總議の所信表明演説の中にも、運賃の減ることをなさう。

(原良主席) 大臣のお断りはよくおかつたが、ダイヤエトキムについての總議は免題のための總議ではないのか。

(愛知大臣) 交渉が交渉裡に終つた今日、米國內も安らぎつつあるが、腹の中の■とまで書けとはいえない。共同声明の大筋は國際關係の緩和促進であり、そのいう観点からみて欲しい。

(原良主席) 万一の場合、運賃を減らせることと■の運賃を減めることとの二者択一にすることをしないか。

(愛知大臣) 七二年運賃に米國は賛成しており、日本の意欲を抑制した點はありえない。

(原良主席) 基地の減少は行なわれるか。

(愛知大臣) その可能性はある。意外早く瘦り身をみせるかも知れない。

費方多寡もお互のたもとを離つた。待望の果の一つとして  
ですつ。原り本土に人れるときゆるゆるを面で旅立して行とち。

# 共同声明全文

佐藤栄作総理大臣とリチャード・ニクソン大統領との間の共同声明

昭和四十四年十一月二十一日  
一九六九年

一 佐藤総理大臣とニクソン大統領は、十一月十九日、二十日及び二十一日にワシントンにおいて会談し、現在の国際情勢及び日米両国が共通の関心を有する諸問題に関し意見を交換した。

二 総理大臣と大統領は、各種の分野における両国間の緊密な協力関係が日米両国にもたらしてきた利益の大なることを認め、両国が、ともに民主主義と自由の原則を指針として、世界の平和と繁栄の不断の探求のため、とくに国際緊張の緩和のため、両国の成果ある協力を維持強化していくことを明らかにした。大統領は、アジアに対する大統領自身及び米国政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、日本はアジアの平和と繁栄のため今後とも積極的に貢献する考えであることを述べた。

三 総理大臣と大統領は、現下の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。大統領は、この地域の安定のため域内諸国にその自主的努力を期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を米国が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとつて重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、現在の情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつていふという認識を述べた。

四 総理大臣と大統領は、特に、朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその



対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。大統領は、米国の  
中華民国に対する条約上の義務に言及し、米国はこれを遵守する  
ものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全  
の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素であると述べた。  
大統領は、ヴェトナム問題の平和かつ正当な解決のための米  
国の誠意ある努力を説明した。総理大臣と大統領は、ヴェトナム  
ム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結しているこ  
とを強く希望する旨を明らかにした。これに関連して、両者は、  
万一ヴェトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現し  
ていない場合には、両国政府は、南ヴェトナム人民が外部から  
の干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するため  
の米国の努力に影響を及ぼすことなく沖繩の返還が実現されるよ  
うに、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一致

をみた。総理大臣は、日本としてはインドシナ地域の安定のため果たしうる役割を探索している旨を述べた。

五 総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割をとくに高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。両者は、また、両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

六 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した。総理大臣と大統領は、また、現在のような極東情勢の下において、沖

5

繩にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めたと。討議の結果、両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法院の必要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に千九百七十二年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、総理大臣は、復帰後は沖縄の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐徐にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持することにつき意見が一致した。

七 総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖繩に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖繩の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負っている国際義務の効率的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

八 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に關す

る米國政府の立場を書することなく、沖繩の返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した。

九 総理大臣と大統領は、沖繩の施政権の日本への移転に関連して、両国間において解決されるべき諸般の財政及び経済上の問題（沖繩における米國企業の利益に関する問題も含む。）があることに留意して、その解決についての具体的な話し合いをすみやかに開始することに意見の一致をみた。

十 総理大臣と大統領は、沖繩の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、両国政府が、相互に合意されるべき返還取決めに従つて施政権が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみた。両者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。総理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要な助力を含む施政権の移転の準備に関する諸措置に

ついでに現地における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置することとした。準備委員会は、大使級の日本政府代表及び琉球列島高等弁務官から成り、琉球政府行政主席が委員会の顧問となる。同委員会は、日米協議委員会を通じて両国政府に対し報告及び勧告を行なうものとする。

十一 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦から生じた日米間の主要な懸案の最後のものであり、その双方にとり満足を解決は、友好と相互信頼に基づく日米関係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

十二 経済問題の討議において、総理大臣と大統領は、両国間の経済関係の著しい発展に注目した。両者は、また、両国が世界経済において指導的地位を占めていることに伴い、特に貿易及び国際

収支の大幅な不均衡の現状に照らしても、国際貿易及び国際通貨の制度の維持と強化についてそれぞれ重要な責任を負っていることを認められた。これに関連して、大統領は、米国におけるインフレーションを抑制する決意を強調した。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国が堅持すべきことを改めて明らかにした。総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進めるとの日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の残存輸入数量制限を千九百七十一年末までに廃止し、また、残余の品目の自由化を促進するよう最大限の努力を行なうとの日本政府の意図を表明した。総理大臣は、日本政府としては、貿易自由化の実施を従来より一層促進するよう、一定の期間を置きつつその自由化計画の見直しを行なつていく考えである旨付言した。総理大臣と大統領は、このような両国のそれぞれの方策が日米関係全般の基礎を一層強固

にすゝるであらうといふことに意見の一致をみた。

十三 総理大臣と大統領は、開発途上の諸國の經濟上の必要と取り組むことが國際の平和と安定の促進にとつて緊要であることに意見の一致をみた。総理大臣は、日本政府としては、日本經濟の成長に依じて、そのアジアに対する援助計画の拡大と改善を図る意向であると言へた。大統領は、この総理大臣の發言を歓迎し、米國としても、アジアの經濟開発に引き続き寄与するものであることを確認した。総理大臣と大統領は、ヴェトナム戦後におけるヴェトナムその他の東南アジアの地域の復興を大規模に進める必要があることを認めた。総理大臣は、このため相當な寄与を行なうとの日本政府の意圖を述べた。

十四 総理大臣は、大統領に対し、アポロ十二号が月面到着に成功したことについて祝意を述べるとともに、宇宙飛行士たちが無事地球に帰還するよう祈念を表明した。総理大臣と大統領は、宇宙



の探査が科学の分野における平和目的の諸事業についての協力関係ですべての国の間において拡大する広範な機会をもたらすものであることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日米両国が本年夏に宇宙協力に関する取決めを結んだことを喜びとする旨述べた。総理大臣と大統領は、この特別な計画の実施が両国にとって重要なものであることに意見の一致をみた。

十五 総理大臣と大統領は、軍備管理の促進と軍備拡大競争の抑制の見通しについて討議した。大統領は、最近ヘルシンキにおいて緒についたソヴィエト連邦との戦略兵器の制限に関する討議を開始することについての米政府の努力の概要を述べた。総理大臣は、日本政府がこの討議の成功を強く希望する旨述べた。総理大臣は、嚴重かつ効果的な国際的管理の下における全面的かつ完全な軍縮を達成するよう、効果的な軍縮措置を実現することについて日本が有している強い伝統的な関心を指摘した。

三、その他の参考資料

ロナンヨナル、プレス、クラブにおける佐藤総理大臣演説(抄)

(一九六九年十一月二十一日)

(前略)

私は、ニクソン大統領との会談において、両国間の関係のみならず、広く国際政治全般について率直な意見の交換をいたしました。その成果は、きわめて満足すべきものでありましたが、成果の最大のものは、申すまでもなく沖繩問題の解決であります。沖繩問題は、戦後の日米間の最大の懸案であつたことは御承知のとおりであります。今回ついに私とニクソン大統領の間で沖繩を一九七二年中に日本に返還することについて基本的な合意をみるに至りました。合意の内容は、コミュニケで明らかにされたとおりであります。そもそも、戦争の結果発生した領土の状態を、平和裡の話し合い

によつて双方が満足する形で変更したといふことは、世界史上たぐいまれなことであります。日米両国は沖繩返還問題をかように解決したことによつて、時代の進展に応じた国際問題処理の新しい方式を示し、およそ国交關係なるものに、友好と信頼を基礎とした新しい秩序と、眞の平和のあり方とを開拓したといえるのではないでし  
よりか。私は、沖繩問題の解決によつて一九七〇年代にはじまる世界  
の基礎を固めることができたと確信するものであります。

そこでこの際特に強調しておきたいことがあります。それは、このような歴史的な交渉を可能ならしめた背景はなんであつたかということと、沖繩返還が今後の日米關係をどのように形づくり、さらには一九七〇年以降の国際政治にどのように影響して行くであろうかといふこととであります。

戦後一九五三年には、奄美群島が、一九六八年に小笠原諸島がそれぞれ日米両政府間の話し合いによつて返還されております。しか

し、百万人の日本人が住む沖縄は、極東における平和維持の戦略的拠点として今日まで米国の施政権下におかれてきました。日米間の返還交渉における最大の問題は、まさしく沖縄が平和維持の面で果たしている役割りそのものにあつたのであります。沖縄における米軍基地の重要性について日米間の基本的な認識は一致しております。沖縄基地の平和維持機能は、今後とも有効に保たれなければなりません。しかしながら、わが国の領土たる沖縄と、そこに住む百万の日本人が戦後引続き米国の施政権下に置かれるという事実は、日本国民の心の中に割り切れないものを残し、いわば敗戦の象徴として意識され、それがしこりとなつて、日米関係に微妙な影響を及ぼしております。

私とニクソン大統領は、日米両国民間の友好と信頼を維持増進し、戦後二十余年間に亘つて、相互の利益のみならず共通の理念によつて徐々に築かれていつたパートナーシップの関

係をこの際一段と強化することこそ相互の国益に沿う所以であり、同時に、アジアの平和と発展に寄与するといふ認識の下に、沖縄返還について合意したのであります。換言すれば、自由平等、人權の尊重、社会正義の実現などの民主主義の諸基本的理念において日米に一致するところがあつたからこそ、沖縄返還が実現したのであります。私は、この交渉を通じ米国政府・議会など関係者がわれわれに示された信頼と寛容に対し、さらには米国民の友好と善意とに対し、深い感謝の意を表するとともに、日米間のきずなの強さをいづそつ痛感したのであります。

(略)

さて、沖縄の復帰に伴いわが国が沖縄の局地防衛の責務を徐々に負つて行くことは当然であります。日本の自衛力はすでにわが国の第一次防衛を保障する上で枢要な役割りを果しておりますが、今後とも逐次整備して行く方針であります。私としましては、米國が自由諸國の期待にこたえ、ニクソン大統領がグアム島で明らかにされたように、アジアにおける戦争抑止の機能はひきつづき維持することを期待し、かつ確信するものであります。

(略)

私は、冒頭に、太平洋新時代ということを申し上げました。それは、沖縄返還によつて名実ともに戦後の時代に終止符を打ち、日本が米国と協力してアジア・太平洋地域、ひいては全世界の平和と繁榮に貢献して行く時代であります。そしてまた、それは、「日米両国間に生じた問題の解決に限られたいわば「閉ざされた日米関係」から、「日米両国が協同して国際協調の強化に努める「開かれた日米関係」への移行」といつてもよいのであります。

(以下略)

○ フォリン・アフェアズ一九六九年十月号掲載の愛知外務大臣論文

「日本：変動の伝統と命運」(抄)

(略)

まず経済復興、次いで経済的保障の基礎確立に集中した日本國民の努力は満足すべき成果をあげた。日本経済は世界でも最も高い率で成長を続けており、経済の伝統的部門における旧来の弱点は次第に改善されつつあり、将来の成長目標も高く定められている。国際経済の場においても、ダイナミックな日本経済は、とつとつに地域的自給自足型経済單位の概念の枠(たとえば死淡して久しい「大東亞共榮圈」的構想など)を卒業して了つてゐる。日本は自由アジアの経済発展には、貿易、投資、経済援助等を並べ、主要な要因として貢献しているが、他方日本経済は、全世界的規模の経済システムの一環として効果的に動いており、世界の隅々々と貿易で結ばれている。(勿論最大の貿易相手国は米國で、わが

國の貿易總量の約三分の一を占めてゐる。)

( 略 )

單純に米國から日本へ、アジアにおける平和維持の責任を移行することは、日本國憲法上の制約及び彼我二國間に存する現實のまたは潛在的な軍事力の格差よりして困難外である。日本の置處にはかかる働きを受け入れる用意は全くなく、また他のアジア自由主權國も右を歓迎しないと私は思ふ。責任ある米國人なら、アジアの安定のため日本をして軍事制約をささげようなどとはたに考えれば、日本の防衛力を減衰し、遂々辛苦の末路いたアジア各國での親近感は、もとより日本國內の自衛隊支持までも無意味に失せしめるだけだといふことを分つてもらえろと私は準備する。

( 略 )



わが國の自衛隊は、日本の第一次防衛を保障する上に極重要な役割を果していることを通じて、現在極東の平和の維持に大きな寄与をしている。これによつて米軍は、數り米軍のみが果しうる究極の使命たる大戦争の抑止に全力を集中できているのである。日本は、返還後の沖繩の外部侵略に対する局地防衛責任を完全に負う用意があるが、以上と同様の日米分業体制は、復帰後の沖繩にも適用されることになる。私はまた、米軍がこの地域の平和維持のために沖繩に留まるべきことを強調したいと思ふ。

( 略 )

沖繩返還問題は、ウイリアム・F・ロジャーズ國務長官と私自身が、それぞれの國へ相互訪問を行つた機会談したところ、今年内に予定されている佐藤總理大臣<sup>①</sup>ニクソン大統領訪問の際解決されることとが待望されている。本問題の解決の意圖は、ただ早に長

年月断ち切られていた國民の一部が祖國に復帰するという明白な  
事實、あるいは日米兩國政府間の平和的、友好的協合を遂じて、  
返還が達成されるという意味のみにあるのではない。沖縄返還と  
は、わが國社会一般の内部志向性にこれ以上の口実を与えなくす  
るという意味合いに於いて、意義が深いのである。沖縄は、あま  
り早くわが國職と無力の象徴であつたが、再び民族の歸に沖縄  
が戻れば、われわれの力は完全となり、われわれは責任を果たす用  
意が整うことになる。ことに歴史に対する沖縄問題の重要性が  
ある。

(以下略)

○ 沖縄問題に関する歴代日米首脳者共同声明等（抄）

(一) 吉田総理、アイゼンハワー大統領共同声明（一九五四、一一、一〇）

(二) 岸総理、アイゼンハワー大統領共同声明（一九五七、六、二二）

(三) 藤山外相、ダレス長官第一回会談に関する新聞発表（一九五八、九、一一）

(四) 小坂外相、ハーター長官共同新聞発表（一九六〇、九、一二）

(五) 池田総理、ケネディ大統領共同声明（一九六一、六、二二）

(六) 佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明（一九六五、一、一三）

(七) 佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明（一九六七、一一、一五）



(二) 岸總理、アイゼンハワー大統領共同声明

一九五七、六、二二

總理大臣は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本國への返還についての日本國民の強い希望を強調した。大統領は、日本國がこれらの諸島に対する潜在的な主権を有するといふ合衆國の立場を再確認した。しかしながら、大統領は、脅威と緊張の狀態が極東に存在する限り、合衆國はその現在の狀態を維持する必要を認めるであろうことを指摘した。大統領は、合衆國が、これらの諸島の住民の福祉を増進し、かつ、その經濟的及び文化的向上を促進する政策を継続する旨を述べた。

③ 藤山外相、ダレス長官第一回會議に關する新聞発表

一六五八六一

琉球諸島に關し、藤山外務大臣は、土地問題の満足を解決のため、現在米國政府當局と琉球代辦との間で行なわれている討議を歓迎した。ダレス長官は、琉球に對する日本の利益に關する理解を表明し、琉球問題に對して兩國政府が引き続き外交チャンネルを通じ、意見の交換を行なうことに意見の一致をみた。

藤山外務大臣は、また船越できない小笠原諸島の前住民の補償に對する日本側の要望を含め、具體的な懸案についてもふれた。ダレス長官は、藤山外務大臣に對し、米國は、上記補償問題に對しては同情的であり、妥當な解決に到達するよう慎重に研究中である旨保證した。

(四) 小坂外相、ハイタ！長官共同新聞発表

一九六〇、九一二

琉球諸島に関する相互利益の諸問題についてもまた討議された。

(五) 池田総理、ケネディ！大統領共同声明

一九六〇、六二二

大統領と総理大臣は、米國の施政下にあるが、同時に日本が潜在主権を保有する琉球及び小笠原諸島に關連する諸事項に關し、意見を交換した。大統領は、米國が琉球住民の安寧と福祉を増進するため一層の努力を払う旨確言し、さらに、この努力に對する日本の協力を歓迎する旨述べた。総理大臣は、日本がこの目的のため米國と引き続き協力する旨確言した。

(内) 佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明

一九六五年十一月三

大統領と総理大臣は、琉球及び小笠原諸島における米軍の軍事施設が極東の安全のため重要であることを認められた。総理大臣は、これらの諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるようにとの願望を表明し、さらに、琉球諸島の住民の自治の拡大及び福祉の向上に対し深い関心を表明した。大統領は、施政権返還に対する日本の政府及び国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益が、この願望の実現を許す日を待望していると述べた。両者は、琉球諸島の住民の福祉と安寧の向上のため、今後とも同諸島に対する相当規模の経済援助を続けるべきことを確認した。両者は、琉球諸島に対する援助に関する日米間の協力体制が円滑に運営されていることに満足の意を表明し、現存する日米防衛委員会



が、今後吐琉球諸島に対する経済援助の問題にとどまらず、引き続き琉球諸島の住民の安寧の向上を図るために両國が協力しうる他の問題についても協議しうるように、同委員会の機能を拡大することについて、原則的に意見の一致をみた。大統領は、旧小笠原島民の代表の墓参を好意的に検討することについて同意した。



施設権を日本に返還するとの方針の下に、かつ、以上の施設を  
増進しつつ、沖縄の地位について共同かつ協力的な検討を行な  
うことに合意した。

総理大臣と大統領は、さらに、施設権が日本に回復されるこ  
ととなるときに従うであろう事態を最小限にするため、沖縄の  
住民とその親戚の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済  
的及び社会的福祉を増進する措置がとられるべきであることと  
意見が一致した。両者は、この目的のために、沖縄に遠東列島  
高等守備隊に對する諮問委員会を設置することに合意した。日  
米兩國政府及び遠東列島は、この委員会に對し各一名の代表者  
と適當な要員を提議する。この委員会は、沖縄と日本  
本土との間に残存している経済的及び社会的障礙を除去する方  
向への実行的な進歩をもたらすような勧告を提出することと決  
定される。東京の日米協進委員会、顧問委員会の事業の進歩  
に對して高等守備官から通報を受けるものとする。さらに、日

本政府南方連絡事務所が高等弁務官及び米國民政府と共通の關心事項について協議しうるようにするため、その機能が多様な範圍で拡大されるべきことにつき意見の一致をみた。

總理大臣と大藏大臣は小笠原諸島の地位についても検討し、日米兩國共通の安全保護上の利益はこれら諸島の海峽を日本に保護するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、これら諸島の日本への早稲復旧をこの地域の安全をそとなく達成するための具體的な取決めをなし、兩國政府が互ちに協議に入ることに合意した。この協議は、この地域の防衛の責任の多くを日本に引受けるといふ總理大臣が表明した日本政府の意思を考慮に入れるであらう。總理大臣と大藏大臣は、米國が、小笠原諸島において兩國共通の安全保護上必要な軍事施設及び区域を日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保護協定に基づいて維持すべきこととに意見が一致した。

総理大臣は、小笠原諸島の海軍機の返還は、また西側の友好  
關係の強化に貢献するのみでなく、南緯の海軍機返還關係も同  
様の相互信頼關係の枠の中で解決されるであろうとの日本國民  
の懸念を慰めることに役立つであろうと述べた。